

令和元年11月18日

西山 紀男

弁護士 岩永 隆之 様

件名： 後見事務報告書の疑問点

ご無沙汰いたしています。

先日（2019年8月14日付）お送りいただきました西山キミエの「後見等事務報告書」の謄写を拝見いたし資産の状況を確認することができました。

偏に先生のご指導によるものと感謝いたしています。

当資料を拝見し、幾つかの疑問点を後見人（安部高樹 司法書士）へ電子メールで問い合わせいたしました。が、昨年11月末に、先生の事務所をお伺いしたときご説明いたしました私の抱える問題の解決への道筋が見いだせずにあります。

問題1. 西山家墓地を横浜・長延寺墓地へ改装するために立替え払いしている費用（865万円）を母の財産の中から支払ってもらうこと。（母が立ち退きを要請されて30年余り放置していた。）

問題2. 墓地改装と共に実施したかった西山家の仏壇は、近いうちに京都の仏具専門店へ運び、工房でお直ししてもらう。その後、横浜の息子宅に設置し、100年後の後世に伝えること。（現在、西山家の仏壇が長崎市泉にあるのは、墓地改葬と共に横浜へ移動する旨を辻恭子に伝えた時、母が逝去する迄置いておきたい、との意向を汲んで置いています。）

問題3. 母が他界した後、遺産相続を円滑に進めるために、現時点の財産目録を把握すること。

現時点の疑問をご説明するため、後見報告書の主要部分を写真画像にして別メールでお送りいたしますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

メール1添付. 20190628_報告書画像（写真5枚）

メール2添付. 20190707_追加報告書画像－1（写真5枚）

メール3添付. 20190707_追加報告書画像－2（写真4枚）

メール4添付. 20190707_追加報告書画像－3（写真5枚）

疑問1. 「後見事務報告書 追加報告書」の内容を見ると、キミエの資産について辻恭子との質疑応答をベースにした報告内容となっています。

（参照：メール2「20190707_追加報告書画像－1」添付の画像5枚、

およびメール 3 「20190707_追加報告書画像ー 2」添付の画像 4 枚の計 9 枚。）

然るに、当報告書・項目 5（メール 1 「20190628_報告書画像」添付の画像 20190628_report-2.jpg）には、「申立ての直接の動機とされていた（次女の不正支出の調査）は完了しましたか。」と記載されています。

この報告書は、公平な立場に立った報告書、と言えるのでしょうか？

疑問 2 . 財産目録（メール 1 「20190628_報告書画像」添付の画像 20190628_report-3.jpg）に、「親和銀行・諫早・普通預金 口座 1297384」と言う母 キミエ名義の口座があります。

当口座には、西山和子と紘二に相続させた諫早の土地からの駐車場代金が、毎月、不動産会社から振込まれています。（次の画像（添付資料 9）を参照）

会 (流 動 性)

号	照 会 期 間	作 成 日	受 付 日	受 付 番 号	頁
	1996年04月01日 ~ 2008年04月01日	2019年06月06日	2019年06月06日	1906006922	3/3

預金等の種類		普通預金		口座番号		1297384			
取扱日	取扱店	他手区分	摘要	取引区分	支 払	入 金	残 高	備 考	
060704	105	現払	ATM	支払	100000		9764	CDシハイ	
060803	301	振替	カレ	入金		100800	110564	ビゼソフトウオシコガア	
060804	105	現払	ATM	支払	100000			CDシハイ	
060804	105	現払	ATM	支払	-100000			CDシハイ	
060804	105	現払	ATM	支払	100000		10564	CDシハイ	
060821	301	振替	センターカット	入金		1	10565	リソク	
060901	301	振替	カレ	入金		100800	111365	ビゼソフトウオシコガア	
060919	105	現払	ATM	支払	100000		11365	CDシハイ	
061003	301	振替	カレ	入金		100800	112165	ビゼソフトウオシコガア	
061016	304	現払	ATM	支払	50000			CDシハイ	
061016	304	現払	ATM	支払	50000		12165	CDシハイ	
061102	301	振替	カレ	入金		100800	62965	ビゼソフトウオシコガア	
061102	105	現払	ATM	支払	50000		12965	CDシハイ	
061114	165	現払	ATM	支払	50000		113765	ビゼソフトウオシコガア	
061206	301	振替	カレ	入金		100800	13765	CDシハイ	
061218	165	現払	ATM	支払	100000		114565	ビゼソフトウオシコガア	
061229	301	振替	カレ	入金		100800	14565	CDシハイ	
070104	165	現払	ATM	支払	100000		115365	ビゼソフトウオシコガア	
070202	301	振替	カレ	入金		100800	115386	リソク	
070219	301	振替	センターカット	入金		21	216186	ビゼソフトウオシコガア	
070307	301	振替	カレ	入金		100800	316986	ビゼソフトウオシコガア	
070402	301	振替	カレ	入金		100800	417786	ビゼソフトウオシコガア	
070508	301	振替	カレ	入金		100800	217786	CDシハイ	
070515	165	現払	ATM	支払	200000		318586	ビゼソフトウオシコガア	
070604	301	振替	カレ	入金		100800	48586	CDシハイ	
070618	121	現払	ATM	支払	270000		149386	ビゼソフトウオシコガア	
070704	301	振替	カレ	入金		100800	250186	ビゼソフトウオシコガア	
070806	301	振替	カレ	入金		100800	250358	リソク	
070820	301	振替	センターカット	入金		172	351158	ビゼソフトウオシコガア	
070904	301	振替	カレ	入金		100800	451958	ビゼソフトウオシコガア	
071003	301	振替	カレ	入金		100800	151958	CDシハイ	
071019	105	現払	ATM	支払	300000		252758	ビゼソフトウオシコガア	
071105	301	振替	カレ	入金		100800	353558	ビゼソフトウオシコガア	
071205	301	振替	カレ	入金		100800	454358	ビゼソフトウオシコガア	
080107	301	振替	カレ	入金		100800	74358	CDシハイ	
080121	105	現払	ATM	支払	380000		175158	ビゼソフトウオシコガア	
080205	301	振替	カレ	入金		100800	232	リソク	
080218	301	振替	センターカット	入金		232	175390	リソク	
080304	301	振替	カレ	入金		100800	276190	ビゼソフトウオシコガア	

2019年6月9日

この駐車場代金については、平成19年に辻恭子が母を他の介護施設から「かいごの花みずき」へ移転させた直後、「介護施設料が高くなるので駐車場代金の一部を使うようにしたい。」と私に持ち掛けたので、私は即座に、「これは和子と紘二が相続した土地からの収入なので、絶対に使ってはいけません。」と釘を刺しました。

しかし、今回の後見人による資産調査の結果を見ると、私の意見を全く無視して他人の資産に手を付けて支出していたことが判明しました。更に、今回の後見人制度の適用によってこの口座は後見人の管理に引き継がれ、收支予定表（試算）（メール3「20190707_報告書画像2」添付の画像20190707_budget_plan.jpg）の支出予定に組み込まれています。

このようなことが許されていていいもののでしょうか？

疑問3. 「引継財産等目録」(メール4「20190707_追加報告書画像-3」添付の中の画像 20190707_property-1.jpg、20190707_property-2.jpg) および「添付資料目録」(20190707_to_attach1.jpg、20190707_to_attach2.jpg)を見ると、母 キミエが葬儀社(平安社)に加入していた葬儀契約は、いずれの目録にも記載されていません。

判明したのは、今年3月、西山紘二の葬儀の打合せをした時でした。平安社の担当者は、「西山キミエ様は3口加入されています。」と教えてくれました。紘二の葬儀にその中の1口を使ったので、残り2口(本人分と和子の分)は存在する筈です。

葬儀契約はこのまま目録に掲載しなくても宜しいもののでしょうか？

疑問4. 「収支予定表(試算)」(メール3「20190707_報告書画像2」添付の画像 20190707_budget_plan.jp)から、年金収入では不足することが分ります。

1つは、「不動産収入(家賃、地代) ¥102,600.-」が収入の部に入っており、これは疑問2で取り上げた「親和銀行・諫早・普通預金 口座 1297384」に該当し、当口座からの支出が続くことを意味します。

2つは、「収支予定表(試算)」の下の欄「Cがマイナスの場合、その補填方法」に、「本人の預金残高から補填する。それでも足りなくなった場合は次女夫妻が補填するとのこと。」と記載されています。

何故、辻恭子が西山キミエの費用不足分を補填するのか、理由が分かりません。

これらを総合すると、母は、介護施設に收容される以前から、資産の管理ができる状態では無かった。

または、辻恭子家族と同居するため家屋を新築した時点で、恭子に3500万円の現金を渡したので、金の苦勞はしなくて良い、生涯安心、との思いに浸っていた。

注：同居を始めた直後、母は私の妻に次のように伝えました。

「家を新築し、同居するため、恭子に3500万円を現金で渡した。また、家

は俊雄さんと私の共同名義にした。」と、

事例の1つは、平成17年の秋、介護施設へ収容した1年半後の平成19年の春、それまでの施設より入居費用が高い「かいごの花みずき」へ移したのか？その時点で、辻恭子は、「今までの施設は処遇が良くない、「かいごの花みずき」は費用が高くなるが今までの施設より処遇が良い、と知り合いから聞いたので移した。」と私に告げました。

辻恭子は、施設利用の費用は少し嵩むが、十分賄える見通しがあった。

事例の2つは、追加報告書 14項に「建築代金は全部で3000万円であり、これを本人と辻俊雄氏が半分ずつ出すことにした。」

また、その時の資金源について、「本人の分1500万円は、本人が多良見町の宅地を売って、もう一つ諫早市内の土地を売った。それらの売買契約書も家にあるようですが、後見人は確認していない。」と記載されています。

この記述から、3500万円 — 1500万円 — (寝具・家電製品の費用)
=> 1000万円~1500万円 が辻恭子の手元に残った。
と推測されます。

事例の3は、平成4年に同居を始めた家屋は、共同名義では無く、辻俊雄の単独名義になっていたにも拘らず、次のような支出が記載されています。

(3の1) 追加報告書 20項に「平成24年11月28日の車代(1/2)」として100万円」の出金とその理由が記述されています。

また、追加報告書 21項に「平成25年1月22日の家屋メンテナンス代(半)として100万円の出金」とあり、

追加報告書 24項に「～恭子氏らが本人の了承を得て払い戻したもののことです。」とあります。

本人は介護施設に転出しその後は居住する見込みが無く、また本人は資産の管理能力が無くなっていたにも拘らず、自動車の購入代金や本人の所有権がない家屋の維持費を支出する行為は、横領に相当するのではないのでしょうか？返還すべき、と思います。

(3の2) 追加報告書 34項に「本人が花みずきに入居後も入居後も泉二丁目の家の水道代及び電気代が本人の十八銀行・住吉支店の普通預金口座から振り替えられていた～途中略～。

理由としては、本人の布製品の洗濯・乾燥にかなりの時間と費用と時間を使うので、入居後もそのままいいと本人が了承していたとのこと。』と記載されています。

人間が生活していく上で、水とエネルギー（電気代）は不可欠のものです。母 キミエを介護施設に入居させた後も引き続き本人の預金口座から支出する行為は、人の道を外れている、と言わざるを得ません。集計すると、400万円余りの金額に達しています。(次の画像を参照)これは、返済すべきと考えます。

施設入所後の生活インフラ費用の引落し:集計

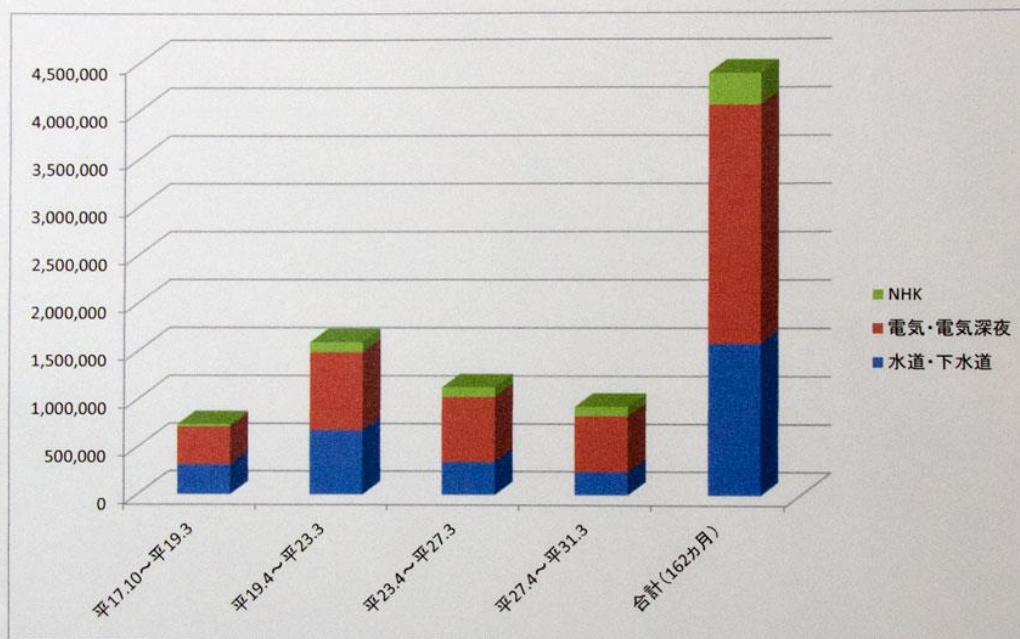
Source:

(水道・下水道、電気、NHK受信料)

1905-26-337328

(平17/10～平31/03: 162ヵ月)

期間	水道・下水道	電気・電気深夜	NHK	合計	月平均
平17.10～平19.3	317,924	396,827	25,520	740,271	41,126
平19.4～平23.3	679,149	814,290	102,080	1,595,519	33,240
平23.4～平27.3	347,388	683,432	99,180	1,130,000	23,542
平27.4～平31.3	244,731	586,863	99,080	930,674	19,389
合計(162ヵ月)	1,589,192	2,481,412	325,860	4,396,464	27,139



疑問5. 「添付資料 目録14. ゆうちょ銀行の通帳(本人分)」普通貯金の口座番号17610-20792481は、19-01-12新規に開設されています。(次の取引画像を参照)。

年月日	取扱い	金額	現在高
19-01-12	76302	30,000新規	*30,000
19-04-01		8受取利子	*30,008
	利子	(9)	***
		税金 (1)	***
19-09-04	76302	6,315	*36,323
20-04-01		59受取利子	*36,382
	利子	(70)	***
		税金 (11)	***
20-04-28		(簡易保険4月) 保険 15,400	*20,982
20-05-16	76308	30,000通帳	*50,982
20-08-25		(簡易保険8月) 保険 13,090	*37,892
20-10-01		37受取利子	*37,929
		利子 (45)	***
		税金 (8)	***
21-04-01		17受取利子	*37,946
	利子	(19)	***
		税金 (2)	***
21-04-28		(簡易保険4月) 保険 15,400	*22,546
21-05-08	71411	送金 40,000(長崎市) 定額給付金	*62,546

21-08-25		(簡易保険8月) 保険 13,090	*49,456
21-10-01		12受取利子	*49,468
	利子	(13)	***
		税金 (1)	***

この口座は、以前から継続していた簡易保険の引落し(「簡易保険4月」および「簡易保険8月」と口座残高を補填するための入金)が現在まで続いています。令和元年6月以降は、後見人へと引継がれました。

疑問なのは、母 キミエを前の介護施設から「かいごの花みずき」に転居させる直前に、従来からの取引（口座引落し）が続いていた「ゆうちょ銀行」の口座を解約し、新たに口座を開設して取引を継続した理由は何なのか？
また、解約した通帳はどうなっているのか？ 残高は何処へ移したのか？
開示させる必要があると思います。

疑問6. 成年後見人制度の適用により、後見人へ開示された預貯金の口座の取引明細を見た限り、100万円前後の支払いが時折り記録された口座に、十八銀行・住吉支店・普通預金・口座 337328 があります。

取引の記録は、平成7年5月1日から令和元年5月31日まで存在します。

記録を見る限り、以下の、母 キミエにとって主要な慶事、へのお祝い金の支出は全く記録されていません。

- (1) 平成11年5月16日、東京「オークラ」での孫（西山円）の結婚式、披露宴へ出席のための東京・横浜3日間の滞在費。
- (2) 平成21年5月8日、軽井沢の「星の教会」での孫（辻竜也）の結婚式、「星のや」での披露宴。
- (3) 平成21年11月3日、丸山の料亭「青柳」での長男（紀男）の古稀祝い。
- (4) 平成23年春、諫早の結婚式場での孫（辻朱美）の結婚式。

これら、100万円単位の費用支出は一体どこから出ているのでしょうか？
出所を明らかにすべきと思います。

上記数々の疑問点を解決し、現時点の問題1, 2, 3をどのように進めていけば宜しいのか、ご指導いただきたくお願い申し上げます。

草々

令和元年11月18日
西山 紀男